

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

唐津市長 峰 達郎

市町村名 (市町村コード)	唐津市 (41202)	
地域名 (地域内農業集落名)	菖蒲 (菖蒲)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月26日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、過去に様々な圃場整備事業を行っているため、1筆毎の農地の形状も良い。地区内に中山間地域等直接支払制度を利用した2つの集落協定と多面的機能支払制度を利用した協定が1つあり、農地の保安全管理や水路の延長工事を行っている。

現状、複数の担い手で広く農地を耕作しているが、高齢化も進み規模縮小や離農問題などの課題もある。また、農地が居住区を挟むように存在するため、荒廃化が進むとイノシシ等の鳥獣被害が拡大する懸念もある。

【地域の基礎データ】

農業者:41人(認定農業者:10人、利用者:31人)

作物:水稻、WCS用稲、飼料作物、玉ねぎ、イモ類

(2) 地域における農業の将来の在り方

田については、地区内及び周辺に畜産農家が点在するため、水稻やWCS用稲、飼料作物の生産を続けていく。畑についても、地域外の栽培農家と協力しながら維持管理を行いたい。中山間地域等直接支払事業などの補助事業は継続して活用し、農地の保全や水路の整備に努める。

有害鳥獣対策として、補助事業を使った電牧やWMの導入で農作物被害を減らしつつ、地区の駆除員と情報を共有しながら捕獲体制の強化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
田については、周辺にある畜産関係の農業者に集約が可能かどうか相談しながら調整に努める。 畑については、後継者で引き続き耕作を維持しつつ、地区外の担い手(たばこ農家など)と集積・集約の検討を行いながら保全していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区としての活用方針はない。まず地域内の担い手で借り手を探し、困難な場合は個人の判断で農地中間管理機構を利用して広く探す。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去に様々な基盤整備を行っているため、現在のところ取り組む意向はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
一部の畑では地域外からの入作もあり、農地の維持管理のためにも外部からの相談も柔軟に対応したい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内で農業用機械を所有するものに相談するなど、個人の判断に委ねる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①新規駆除員の育成やはこ罠の設置数を増やし、被害防止対策の強化に努める。さらなる捕獲頭数増加のため、必要とあれば地区外の駆除員と協力して行う。
 ⑦集落中央の菖蒲公民館前に広がる南北に伸びた水田を中心に、今後も継続して保全管理をしていく。
 ⑧水路の延長工事についても継続して行う。
 ⑩地域計画及び目標地図の変更が必要となる場合は、適宜協議の場を設置することを基本とするが、住民負担の軽減を図るため、地域の会合等を活用して変更案の内容協議や意見の取りまとめを行うなど、簡易な方法による協議を行うことができるものとする。